

問題1)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、一会计期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければならない。
- 2 損益計算書には、営業損益計算、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。
- 3 会計方針とは、企業が損益計算書及び貸借対照表の作成に当たって、その財政状態及び経営成績を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並びに表示の方法をいう。財務諸表には、重要な会計方針を注記しなければならないが、代替的な会計基準が認められていない場合でも、重要な会計方針の注記を省略することはできない。
- 4 後発事象とは、貸借対照表日後に発生した事象で、次期以後の財政状態及び経営成績に影響を及ぼすものをいう。財務諸表には、損益計算書及び貸借対照表を作成する日までに発生した重要な後発事象を注記しなければならない。
- 5 債権については、債権金額より低い価額で取得したときその他これに類する場合には、当該価額をもって貸借対照表価額とすることができる。この場合においては、その差額に相当する金額を弁済期に至るまで毎期一定の方法で逐次貸借対照表価額に加算することができる。

問題2)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 負債とは、資金の調達源泉の一つであり他人資本とも呼ばれている。そのほとんどは、財貨又は役務を提供する義務を意味する債務であるが、期間損益計算を合理的に行うための、いわゆる会計的負債も含まれる。
- 2 負債は「正常営業循環基準」、「一年基準」などの基準により、流動負債に属する負債と固定負債に属する負債とに区別しなければならない。
- 3 「正常営業循環基準」とは、原則として企業の主目的たる営業取引により発生した債権及び債務は、流動資産又は流動負債に属するものとする基準である。
- 4 「一年基準」とは、原則として貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものは、流動資産又は流動負債に属するものとし、入金又は支払の期限が1年をこえて到来するものは、投資その他の資産又は固定負債に属するものとする基準である。
- 5 契約上、毎月分割返済の定めのある長期借入金は「正常営業循環基準」に従って、1年内返済が行われるものも含めて固定負債に計上する。

問題3)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 「原価計算基準」の実際原価の計算における原価の費目別計算とは、一定期間における原価要素を費目別に分類測定する手続をいい、財務会計における費用計算であると同時に、原価計算における第一次の計算段階である。
- 2 「原価計算基準」の実際原価の計算における原価の費目別計算においては、原価要素を、原則として、形態別分類を基礎とし、これを直接費と間接費とに大別し、さらに必要に応じ機能別分類を加味して、たとえば直接費であれば、直接材料費、直接労務費、直接経費のように分類する。
- 3 「原価計算基準」の実際原価の計算における原価の材料費計算において、直接材料費、補助材料費等であって、出入記録を行なう材料に関する原価は、各種の材料につき原価計算期間における実際の消費量に、その消費価格を乗じて計算する。材料の実際の消費量は、原則としてたな卸計算法によって計算するが、材料であってそれが困難なもの又はその必要のないものについては、継続記録法を適用することができる。
- 4 「原価計算基準」の実際原価の計算における原価の労務費計算において、直接賃金等であって、作業時間又は作業量の測定を行なう労務費は、実際の作業時間又は作業量に賃率を乗じて計算する。賃率は、実際の個別賃率又は、職場もしくは作業区分ごとの平均賃率による。平均賃率は、必要ある場合には、予定平均賃率をもって計算することができる。
- 5 「原価計算基準」の実際原価の計算における原価の経費計算において、経費は、原則として当該原価計算期間の実際の発生額をもって計算する。ただし、必要ある場合には、予定価格又は予定額をもって計算することができる。

問題4)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 「キャッシュ・フロー計算書」は、一会计期間におけるキャッシュ・フローを「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」の三つに区分して表示する。
- 2 「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、商品及び役務の販売による収入、商品及び役務の購入による支出等、営業損益計算の対象となった取引のほか、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。
- 3 「営業活動によるキャッシュ・フロー」の表示方法には、主要な取引ごとに収入総額と支出総額を表示する方法（直接法）と、純利益に必要な調整項目を加減して表示する方法（間接法）とがある。利息及び配当金の表示区分が同じであれば、営業活動によるキャッシュ・フローの金額は、直接法によっても間接法によっても必ず同額となる。
- 4 現金同等物には、例えば、期末日から満期日又は償還日までの期間が3か月以内の短期投資である定期預金、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、売戻し条件付現先、公社債投資信託が含まれる。
- 5 「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額表示しなければならない。ただし、期間が短く、かつ、回転が速い項目に係るキャッシュ・フローについては、純額で表示することができる。

問題5)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 自己資本比率は、企業の総資産（総資本）のうちに占める自己資本の割合を示す指標であり、自己資本を総資産で除し、百分率で表示される。業種の違いにもよるが、一般的には、30～50%程度であれば企業の安全性が高いと言われる。
- 2 負債比率は、企業の総資産（総資本）のうちに占める他人資本（負債）の割合を示す指標であり、負債を総資本で除し、百分率で表示される。業種の違いにもよるが、一般的には、70～50%以下であれば企業の安全性が高いと言われる。
- 3 固定費率は、自己資本が固定資産をどの程度賄っているかを示す指標で、固定資産を自己資金で除し、百分率で表示される。業種の違いにもよるが、一般的には、100%以下であれば企業の安全性が高いと言われる。
- 4 固定長期適合率は、自己資本及び固定負債が固定資産をどの程度賄っているか示す指標で、固定資産を自己資本と固定負債の合計額で除し、百分率で表示される。業種の違いにもよるが、一般的には、100%以下であれば企業の安全性が高いと言われる。
- 5 借入依存度は、有利子負債の総資産（総資本）に対する割合を示す指標であり有利子負債（割引手形＋短期借入金＋長期借入金＋社債）を総資産（総資本）で除し、百分率で表示される。業種の違いにもよるが、一般的には、50%を超えると要注意、60%以上は危険水準であると言われる。

問題6)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 デュー・デリジェンス(DD) は、事業再生やM&Aにおいて不可欠な手続であるが、一般に社内、社外いずれにおいても限られたメンバーの関与により進められる秘匿性が高い手続といえる。従って入手可能な情報も制限され、また十分な時間もかけられないことが多いことから、調査の範囲や方法、ポイントを絞ることが重要である。
- 2 M&Aなどの場合ファイナンシャル・アドバイザリー (FA) が介在することが多く、財務 DD等の実施にあたってはこうしたFAとのコミュニケーションも重要である。そして一般にFAは中立性が最も重要視されるポジションであることから、もたらされる情報の確度も高いと考えてよい。
- 3 M&AにおけるDDの主要な目的の一つに、重要な権利や許認可の不存在などいわゆるディールブレイカーの有無があげられる。ディールブレイカーが存在する場合、解決が不可能と判断されればディール自体を断念せざる得ないことにもなりかねないため、可能な限りDDの早い段階で確認することが望ましい。
- 4 M&AにおけるDDのためのプロセスの一つに、秘密保持契約の締結があげられる。これは対象企業の機密情報にアクセスするために不可欠ともいえ、秘密情報の範囲、目的外使用の禁止やディールが不成立になった場合の入手資料等の返還義務等が盛り込まれることが多い。
- 5 財務DDのプロセスの一つに、修正純資産額の調査がある。これは貸借対照表の個別項目を検証し、重大な資産・負債の含み損益、重大な簿外、偶発債務を把握することにより、純資産に大きな毀損がないかを調査するものである。

問題7)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 財務デュー・デリジェンス(財務DD)において実施される項目の一つに主要仕入先の調査がある。その内容は、経営状態の把握、価格、納品状況、取引条件などのほか、経営者や経営理念、企業文化などの定性的な事項までその範囲とすることが望ましいが、時間が限られているケースも多いことからポイントを絞り効率よく行うことが望ましい。
- 2 安定的な購入を継続するためには仕入先の経営状況の把握は不可欠である。これには有価証券報告書や信用調査会社による調査報告書のほか、業界他社の評価のヒアリングなども有効である。また経営理念や経営方針も重要なファクターであるが、取引の長い仕入先であってもこれらが経営者の交代等により変質し、すでに自社との取引にネガティブな影響を与えていているケースもあるので注意が必要である。
- 3 仕入価格については、支払方法や数量等の条件折衝により仕入原価を下げることが可能となる場合がある。よってこれまでそうした努力が希薄である企業の場合は財務DDにおいては利益の上振れ要因とみることもできるが、やりすぎると資金繩の悪化や過剰在庫等をもまねく可能性が高い。また逆に事後値決めなどの慣習的かつ実質的な値引努力は法的には問題はないものの、取引先との関係がこじれ経営上のリスクとなることがあるので注意が必要である。
- 4 納品状況については、運賃等の負担割合は仕入原価に直接関係する問題なので財務DDにおいては業界慣行等とも照らし合わせ適正であるかを検証する必要がある。また、荷姿は商品を確実に保護できるように梱包されているか、逆に梱包が過剰で仕入コストに上乗せされていないか等も確認のポイントといえる。
- 5 取引条件については、一般に支払条件、割引条件、返品条件等の諸条件のバランスが取れておりまた、公正かつ客観的であることも重要といえる。従って財務DDにあたってはこれらを検証しネガティブな条件を発見した場合には、それがどの程度財務上のインパクトに繋がっているかも考慮する必要がある。

問題8)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 会社が行う資本の減少、いわゆる減資には、株主に対し資本金の払い戻しを行う有償減資と、経営不振により資本欠損の状態にある場合に、これを解消するために資本金の払い戻しを行わず帳簿上の資本金を減少させる無償減資がある。
- 2 会社が減資をする場合には、債権者に対して1ヶ月以上の減資公告・催告手続を実施した上で、株主総会での特別決議が必要である。しかし、定時株主総会での資本欠損を填補するために行う場合は、株主総会の普通決議で足りる。
- 3 会社の資本金を増やすこと、いわゆる増資には、有償増資と無償増資がある。有償増資は金銭の払込を伴うもので、銀行からの借入と異なり返済の義務がなく、長期的に安定した資金を獲得することができる。さらに、一般的に投資家への配当は銀行の利子率より低く、IRコストも少額のために、全体的に資本コストを低く抑えるメリットがある。
- 4 株主割当てとは、すべての株主に対して持ち株数に応じて株式の割当てを受ける権利を付与することをいう。この決定は、公開会社では取締役会の決議で足り、株式の希薄化の問題も生じないので、特に有利な価額での発行についての説明義務も適用されない。
- 5 再生計画において、過剰債務の解消を目的としてデット・エクイティ・スワップ (DES) すなわち「債務の株式化」が実施されることがある。特に、金融機関が企業の債務超過を解消するために、延滞貸付債権を現物出資する形で普通株式転換権付優先株式を取得することがある。このような場合、貸付債権の価値が著しく毀損している状況があれば、再建会社は税務上債務免除益を認識する必要がある。

問題9)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 税効果会計とは、税効果会計基準の「税効果会計の目的」において、会計上の資産・負債と課税所得計算上の資産・負債の額に相違がある場合に、法人税その他所得を課税標準とする税金（法人税等）を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の税引前当期純利益と税金費用を合理的に対応させることを目的とする会計手法を指すとされている。
- 2 税効果会計の対象となる税金は、利益に関連する金額を課税標準とする税金である。具体的には法人税、住民税（市町村民税・道府県民税）、地方法人特別税や、所得割や外形標準課税による事業税などが対象となる。
- 3 「税効果会計に係る会計基準」において、法人税等については、一時差異に係る税金の額を適切な会計期間に配分し、計上しなければならないとされ、この一時差異とは、貸借対照表及び連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差額をいう。
- 4 一時差異発生の典型的な例は、収益又は費用の帰属年度の相違によるものであり、一時差異には当該一時差異が解消するときにその期の課税所得を減額する効果を持つものと、当該一時差異が解消するときにその期の課税所得を増額する効果を持つものがある。
- 5 「税効果会計に係る会計基準」において、一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収又は支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しなければならず、また繰延税金資産については、将来の回収の見込みについて毎期見直しを行わなければならない、とされている。

問題10)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により表示する方法により、有価証券の取得による支出・売却による収入、有形固定資産の取得による支出・売却による収入、投資有価証券の取得による支出・売却による収入、貸付けによる支出・回収による収入など、その内容を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。
- 2 投資活動によるキャッシュ・フローにおいて、収入・支出の金額が少額なもので、一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。
- 3 現金及び現金同等物を対価とする事業の譲受け若しくは譲渡又は合併等に係るキャッシュ・フローは、投資活動によるキャッシュ・フローのその他区分にその内容を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。
- 4 キャッシュ・フロー計算書には、1) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 2) 現金及び現金同等物を対価とする事業の譲受け若しくは譲渡又は合併等を行った場合には、当該事業の譲受け若しくは譲渡又は合併等により増加又は減少した資産及び負債の主な内訳 3) 重要な非資金取引の内容を注記として必ず記載しなくてはならない。
- 5 通常有価証券、不動産および貸付に関する収入・支出の金額は投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載されるが、それを本業として行っている場合は営業キャッシュ・フローの区分に記載される。

問題11)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 「棚卸資産の評価に関する会計基準」は、すべての企業における棚卸資産の評価方法、評価基準及び開示に対し適用されるとされている。ここでいう棚卸資産は、商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等の資産であり、企業がその営業目的を達成するために所有し、かつ売却を予定する資産のほか、売却を予定しない資産であっても、販売活動及び一般管理活動において短期間に消費される事務用消耗品等も含まれる。
- 2 「棚卸資産の評価に関する会計基準」においては、棚卸資産は原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算して取得原価とし、個別法、先入先出法、平均原価法、売価還元法 の評価方法の中から選択した方法を適用して売上原価等の払出原価と期末棚卸資産の価額を算定するものとする、とされている。
- 3 「棚卸資産の評価に関する会計基準」においては、棚卸資産の評価方法は、事業の種類、棚卸資産の種類、その性質及びその使用方法等を考慮した区分ごとに選択し、継続して適用しなければならない、とされている。
- 4 「棚卸資産の評価に関する会計基準」においては、通常の販売目的（販売するための製造目的を含む。）で保有する棚卸資産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。この場合において、取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用として処理する、とされている。
- 5 「棚卸資産の評価に関する会計基準」においては、通常の販売目的で保有する棚卸資産について、収益性の低下による簿価切下額（前期に計上した簿価切下額を戻し入れる場合には当該戻入額相殺後の額）は特別損失とし、また、棚卸資産の製造に関連し不可避的に発生すると認められるときにも特別損失として処理する。

問題12)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 窮境原因の一つに売掛金の回収の遅延がある。この場合、回収遅延の理由を探り、それが先方の資金繰りに起因する場合は早めにかつこまめに請求行為を行うことが肝要であり、相手の態度やその債権の重要度が高い場合には法的措置も視野に入れる。また管理規定の作成や与信限度額の設定など債権管理を制度化しておくことも重要である。
- 2 窮境原因の一つに在庫過多がある。これはスケールメリットを出すべく大量に仕入を行ったり、当該商品が予想したより売上に貢献しなかったりする事などにより発生する。これは損益計算書には直接表れず黒字であっても資金繰りがひっ迫する大きな要因になるので注意が必要である。
- 3 窮境原因の一つに投資の失敗がある。これは余剰資金による不動産投資や株式投資の失敗にとどまらず、工場などの本業に必要な設備に関しても発生する可能性があるので注意が必要である。このような投資を行う場合は、所有とリースやアウトソースとを様々な視点からの比較・検証することが有効である。
- 4 窮境原因の一つに借入過多がある。このようになる要因は様々であるが、借入過多であるかどうかを判定する指標の一つにインタレストカバレッジレシオがあり、一般的にはこれが 1 を下回ると危険とされている。
- 5 窮境原因の一つに引当金の計上不足がある。特に就業規則に基づく退職金制度がある会社では、将来の退職金支給に備えて、企業会計上、退職給付引当金の計上が必要となるが、中小企業では、収益が少ないために実施していないところが多く、問題視されている。

問題13)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 財務計画を作成する際、支払債務の内容によって優先順位を考慮する必要がある。とい
うのも企業が再生フェーズにあり、かつ、銀行からのファイナンスが困難な状況下にお
いては、債務のすべてを一律に支払うのではなく、債務の種類により支払額をある程度
コントロールすることにより資金ショートを回避することが可能となる場合があるから
である。
- 2 優先順位の高い支払債務の一つに手形・小切手がある。これは6か月の間に2回不渡を
出すと手形交換所により取引停止処分というペナルティが科され、事業の継続が事実上
困難になるからである。また、仮に1回でも不渡をだすと、手形交換所の不渡リストに
記載されるため、信用に重大な影響を及ぼす。
- 3 優先順位の高い支払債務の一つに、給料や外注費がある。給料の遅配は従業員の士気の
低下を招き、優秀な人材の流出につながる。また外注費の支払遅延は企業の通常業務が
困難になることに加え、対外的な信用不安をもたらす可能性が高い。
- 4 優先順位の比較的低い債務の一つに銀行借入債務がある。これはすでに新規のファイナ
ンスが困難である場合が主であるが、一時的な延滞であればその旨と支払再開の時期を
通知し、ある程度中長期に及ぶ場合には信憑性のある事業計画を作成することにより、
元本返済の一時棚上などのリスクを受ける事により、事業の継続が可能になる場合があ
る。
- 5 優先順位の比較的低い債務の一つに社会保険料や租税債務がある。これは事前のネゴや
事業計画の提出により、延滞税は覚悟しなくてはならないものの、支払繰延に応じてくれる
事も多く、また仮に所有資産に対し滞納差押がなされても直ちに強制執行が可能に
なる訳ではないからである。

問題14)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 棚卸資産の管理においては、内部統制に基づく検収、保管、移動、出荷など在庫管理規定の整備とその規定に沿った適正な運用、および、個々の在庫品目についての適正な原価計算と時価評価の会計処理が極めて重要とされている。
- 2 棚卸資産の消費量の計算には、継続記録法と棚卸計算法が基本である。継続記録法は、物品の種類ごとに入出庫の都度それに入庫数量、出庫数量および残高数量を記録する方法で、実地棚卸との差異の原因を疎明しなければならない。手間はかかるが物品の管理办法としては最も確実な方法である。
- 3 実地棚卸においては、まず事前準備として棚卸計画、棚卸実施要領、棚卸マニュアルを作成しておき、人員の配置、作業の方法などを事前に徹底する。また整理整頓を行い現品の確認をしやすくしておくことや、表記方法（数字の0とアルファベットO（オー）など紛らわしいものの区別）を周知しておくことも重要である。
- 4 棚卸資産の期末在庫評価について、経営不振企業において粉飾のリスクが高いところでるので特に注意する必要がある。長期滞留在庫又は過剰在庫の有無を調査し、一定期間内の売却可能性を検討する。また、陳腐化し易いものについては売却処分可能価格を検討する。その結果によって、在庫の評価減を行う。
- 5 外国から輸入した棚卸資産の仕入原価は、仕入れ時の外国為替レートを適用して円に換算して決定する。当該輸入在庫の期末残高については、期末現在の為替レートを適用し在庫を評価替えする。

問題15)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 事業再生を実行するには、様々なリスクに適切に対処する必要があり、その中でも販売取引にかかるリスクでは、取引先にどれだけの信用を与えるかという与信管理が重要となる。
- 2 与信管理は、新規の取引先については一定の限度を設定し多額の与信を与えないようにすることが重要である。
- 3 与信管理は、通常、取引先との窓口となり取引先の正確な情報を直接得やすい営業担当者が自主的に行うことが重要である。
- 4 与信枠の設定方法の一つに、粗利法がある。粗利法は、3年～5年程度の売上総利益を基準に与信限度額を設定する方法で、その取引先から代金の回収ができなくなった場合に、過去の利益を犠牲にする考え方である。
- 5 与信枠の設定方法の一つに、総合指指数法がある。総合指指数法は、取引先の「業歴」、「業界の将来性」、「経営者資質」、「売上趨勢」、「売上高利益率」、「借入金依存度」等の複数の項目を評価し、総合点数で与信枠のランク付けを行う方法である。

問題16)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 個々の企業の目的は収益を上げることであり、そのために生産性を高めようと努力する。その結果、個々の企業の収益性が向上し、企業部門全体のROAも上昇する。同時に、経済全体の生産性が高まり経済成長につながる。他方、こうしたマクロ経済パフォーマンスの改善は企業収益の増加を通じてROAに反映される面もある。実際、内閣の調査によれば我が国のROAと経済成長率の間には高い相関関係がある。
- 2 内閣府の調査によれば日本、アメリカ、ドイツについてROAを比較してみると過去20年で日本は総じていちばん低い。ROAは売上高利益率と総資産回転率に分解することができるが、これらの指標を同様に比較してみると、日本企業の総資産回転率はアメリカ、ドイツと同程度の水準にあることから、その収益性が低い背景として、売上高利益率が低いことが挙げられる。
- 3 日本企業の売上高利益率が総じて低い背景としては、資本コストが高いために株主が要求する利益水準も低く、よって企業が利益率の低い投資プロジェクトを選択していることなどが指摘されている。近年は、上場企業の配当性向が高まってきており、今後は利益水準を向上するために、低採算事業のリストラクチャリングに取組む姿勢が顕著となってくることが予想される。
- 4 日本の製造業のように企業間で似たような製品を生産している場合には、市場の寡占化は進みにくく、過当競争となり、収益性も低くなると考えられる。実際、内閣府の調査によれば、日本、アメリカ、ドイツの寡占度を比較すると、日本の指数は非常に小さく、市場の寡占度が低い。このように、日本の製造業の横並び志向が、抜本的な製品差別化を抑制し、利幅の薄いビジネスモデルに偏る傾向を生んでいると考えられる。
- 5 日本企業の売上高利益率が総じて低い背景には、売上原価などのコストが高い可能性も考えられる。その背景の一つとして、流通システムの多段階性が商業・運輸マージンを押し上げて高コスト構造を生んでいることが挙げられる。こうした高コスト構造は、海外生産による国内生産の代替や輸入による国内生産の代替などを招いている恐れがあり、経済全体あるいは個別企業の付加価値や収益性の伸びを抑える要因になっているものと考えられる。

問題17)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 事業再生ファンドとは特に事業再生支援を目的として破綻懸念先や実質破綻先の企業に資金を提供して、事業再生を果たし、債権、株式等を転売することによって利益を得るファンドを指す。エクイティ型の投資スキームでは対象企業の株式を取得して事業再生を行い、再生後に株式を売却（上場を含む）して利益を得る。デット型の投資スキームでは負債を買い取り、債権放棄などによって正常化させリファイナンス等によって回収し利益を得る。
- 2 ファンドを利用すると、デュー・デリジェンスが行われ、場合によっては第三者の目にさらされた上で再生計画を策定することになり、かなり踏み込んだリストラクチャリングを断行せざるを得なくなる。しかし、徹底したリストラクチャリングは債務者だけでなく、債権者にとっても損失の確定や地域での評判の低下などを招く恐れがある。
- 3 バイアウトファンドの資金は機関投資家や金融機関等から集めたものであり、再生企業に長期的に投資しておく性格のものではないため、かつては長い期間を要した会社更生手続きも、バイアウトファンドが主導して進める案件では、更生債務を早期に一括弁済したり、繰上げ弁済をして更生手続きを早期に終了させるケースが多い。
- 4 地域企業再生ファンドは、地域の経済活力について大きな役割を果たす中小企業に対して中長期的に投資し、主にデット処理型で、過剰債務を時価で買い取り、2、3年をかけてリストラクチャリングを推進し正常先に戻す。再生完了まで継続的に支援していくというコンセプトのもとで投資による支援を行なっていることが多い。
- 5 再建企業の事業のうち、継続可能性のある事業のみを切り離して再生ファンドに売却し、旧再建企業はその売却代金で一括弁済を行なって、残債とともに清算してしまうスキームがある。このスキームでは通常事業譲渡を利用することが多いが、それは許認可が事業に不可欠な業種において手続きの煩雑さを解消するためと、簿外債務などの旧会社に関わる将来的なリスクから完全に遮断されるメリットのためと考えられる。

問題18)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 役員等が会社に対して債務免除あるいは私財提供等をしたことによる利益は、原則として益金の額に算入される。その債務免除又は私財提供が更生手続開始の決定があったことその他これに準ずる事実があった場合にされたものであり、かつ、繰越欠損金の損金算入の適用を受けない欠損金（いわゆる期限切れ欠損金）の補填に充てられるものであるときは、その欠損金を所得の計算上損金に算入することとし、実質的に課税関係が生じないように配慮されている。
- 2 未払の役員給与および配当金につき、取締役会等の決議に基づきその全部又は大部分の金額を支払わないこととした場合において、そのことがいわゆる会社の整理、事業の再建及び業況不振のためのもので、かつ、その支払われない金額がその支払を受ける金額に応じて計算されている等、一定の基準によって決定されたものであるときは、その金額（その給与について徴収される所得税額があるときは、その税額を控除した金額）については、その支払わないことが確定した日の属する事業年度の益金の額に算入しないことができる。
- 3 支払者が未払給与等について免除を受けた場合において、これらに対する源泉所得税が未納であるときは、その源泉所得税は納付しなければならないのが原則であるが、当該支払者の債務超過の状態が相当期間継続しその支払をすることができないと認められる場合には源泉徴収も免除される。
- 4 保証人が保証債務を履行するために資産を譲渡した場合において、その履行に伴う「求償権の全部又は一部を行使することができないこととなったとき」は、その行使することができないこととなった金額をその譲渡があった年分の譲渡所得等の金額の計算上、なかったものとみなすとされている。
- 5 「求償権の全部又は一部を行使することができないこととなったとき」の判定について、法令等の手続によらない求償権の放棄について法人が求償権の放棄を受けた後も存続し、経営継続したとしても、1) 代表者等の求償権は、代表者等と金融機関等他の債権者との関係からみて、他の債権者の有する債権と同列に扱うことが困難である等の事情により、放棄せざるを得ない状況にあったと認められること。2) その法人は、求償権を放棄（債務免除）することによっても、なお債務超過の状況にあること。に該当すると認められるときは、その求償権は行使不能と判定することとされている。

問題19)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 法人税法においては、一般原則として「内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない」と定められている。
- 2 上記①の例外規定の一つとして、「内国法人の有する資産につき、災害による著しい損傷により当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなったこと、その他の政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が当該資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前の当該資産の帳簿価額とその評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額との差額に達するまでの金額は、その評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する」と定められている。
- 3 ただし法人税法基本通達においては、法人の有する金銭債権は、評価換えの対象とならないとされている。したがって、破産などの「法的整理の事実」が生じた場合において、法人の有する金銭債権の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額については貸倒引当金勘定に繰り入れた金額として取り扱われないので注意が必要である。
- 4 上記①の例外規定の一つとして、「内国法人がその有する資産につき更生計画認可の決定があったことにより会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定に従って行う評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、その評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。」と定められている。
- 5 上記①の例外規定の一つとして、「内国法人について再生計画認可の決定があったことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人がその有する資産の価額につき政令で定める評定を行っているときは、その資産（評価損の計上に適しないものとして政令で定めるものを除く。）の評価損の額として政令で定める金額は、これらの事実が生じた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。」と定められている。

問題20)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 再生が完了した場合の出口戦略の代表的なものは組織再編であり、その形式には合併、会社分割、事業譲渡・譲受、株式交換、株式移転等がある。うち事業譲渡については譲渡会社の競業禁止や、譲渡会社又は譲受会社の内部手続に関し、独占禁止法が規定を置いている。
- 2 企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針においては、パーチェス法の会計処理は、被取得企業から受け入れる資産及び負債の取得原価を、原則として、対価として交付する現金及び株式等の時価とするとされている。
- 3 パーチェス法は、取得企業の観点から企業結合をみるもので、取得企業は企業結合日において被取得企業が企業結合日前に認識していなかったものも含めて、受け入れた資産及び引き受けた負債のうち識別可能なものに取得原価を配分する。
- 4 パーチェス法においては、取得原価と取得原価の配分額との差額としてのれん（又は負のれん）が発生する。こののれんについては 20 年以内のその効果の及ぶ期間にわたり、合理的な方法により規則的に償却する。また、負のれんについては原則として特別利益に計上する。
- 5 取得企業は、被取得企業の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を企業結合日から損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に取り込むことになる。なお、企業結合日とは、被取得企業若しくは取得した事業に対する支配が取得企業に移転した日、又は結合当事企業の事業のすべて若しくは事実上すべてが統合された日をいい、会社法における組織再編の効力が発生する日と同じ日となる。